

神栖市公告

公共下水道の供用開始について

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、公示の日の翌日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

神栖市長 石田 進



1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和7年3月31日

2 供用（下水の処理）を開始する区域（分区）

- 1) 高浜分区
- 2) 大野原南部分区
- 3) 居切西部分区
- 4) 知手西部分区
- 5) 知手・日川分区
- 6) 土合分区

3 供用（下水の処理）を開始する区域（地番）

関係図書のとおり

4 供用を開始する排水施設の位置（整備済幹線）

関係図書のとおり

5 供用を開始する排水施設の分流式、または合流式の別
分流式

6 縦覧場所

神栖市役所 都市整備部 下水道課